

# 議会運営委員会日程

令和3年8月27日（金）

午前10時 502会議室

日程第1 議案第154号 川崎市監査委員の選任について

日程第2 令和3年第3回定例会の日程と運営について

## (1) 付議事件

① 議案 ----- 39件

（内訳）

条 例 ----- 8件

事 件 ----- 3件

補正予算 ----- 9件

決算等 ----- 19件

② 諮問 ----- 2件

③ 報告 ----- 4件

④ 請願・陳情

◇ 閉会中の継続審査となった請願で審査を終わり報告されるもの

総務委員会 ----- 0件

文教委員会 ----- 0件

健康福祉委員会 ----- 0件

まちづくり委員会 ----- 0件

環境委員会 ----- 0件

議会運営委員会 ----- 0件

◇ 令和3年第2回定例会後、本日までに受理したもの

請 願 ----- 0件

陳 情 ----- 4件

⑤ 意見書案 ----- 0件

## (2) 分割議決議案

① 議案第126号 令和3年度川崎市一般会計補正予算

② 諮問第 1号 生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求  
について

③ 諮問第 2号 生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求  
について

(3) 追加議案

(9月3日頃提出予定)

- ①川崎市立看護大学条例の制定について
- ②川崎市立看護大学奨学金条例の制定について
- ③川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

(10月7日頃提出予定)

- ④川崎市人事委員会委員の選任について
- ⑤川崎市資産公開等審査会委員の選任について

(4) 会議録署名議員（敬称略）

32番 宗田裕之                      43番 山崎直史                      55番 花輪孝一

(5) 決算審査特別委員会

委員長選出会派-----自民党

副委員長選出会派-----共産党

(6) 質疑・質問・討論等の発言の会派順序

自民党、みらい、共産党、公明党

(7) 会期及び会期日程案

9月2日（木）から10月8日（金）までの37日間

別紙「令和3年第3回川崎市議会定例会会期日程（案）」参照

日程第3 議場内大型映像装置に表示する資料の取扱いについて

日程第4 その他

## ＜市議会における新型コロナウイルス感染症に関する対応＞

### 【協議事項】

第3回定例会の本会議場における感染予防のための取組・対応について  
～ 本会議場における座席の配置及び採決等 ～

#### 1 議員の出席等

本会議の開会時、議案の採決に係る議事等は全議員が本会議に出席する。

それ以外の議事は、半数を超える議員の出席とし、休憩ごとに交代する。この場合、議場では、各議員が1席ずつ間隔を空けて着席した状態で議事を進める。

本会議場に出席していない議員は、控室にてインターネット議会中継を視聴するものとするが、議場の傍聴席において傍聴することも可とする。

決算審査特別委員会全体会についても、休憩ごとに出席委員を交代するなど本会議における取組と同様に対応する。

##### ① 提案説明日（9月2日）

全議員が出席した状態で本会議を開会し、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定の後に小休憩とする。

再開後は、半数を超える議員の出席とし、提案説明、分割議案に対する議事の後に小休憩とする。

再開後は、全議員が出席した状態で人事案件に対する議事を行う。

##### ② 分割議案採決日（9月6日）

全議員が出席した状態で本会議を開き、委員長報告、討論、採決を行う。

##### ③ 代表質問日（9月13日・14日）

全議員が出席した状態で本会議を開き、議長から議事日程が報告された後に小休憩とする。

再開後は、半数を超える議員の出席とし、その後の議事（代表質問等）を進める。

##### ④ 決算審査特別委員会全体会（9月15日）

全委員が出席した状態で委員会を開き、正副委員長の互選の終了後に小休憩とする。

再開後は、半数を超える委員の出席とし、その後の議事（傍聴の許可、決算等議案の説明、分科会設置等）を進める。

##### ⑤ 決算審査特別委員会全体会（10月4日）

全委員が出席した状態で委員会を開き、分科会報告の後に小休憩とする。

再開後は、半数を超える委員の出席とし、総括質疑を行う。なお、無所属議員については、当日の発言順序に応じて、委員会開催中に出席委員の交代を適宜行う。

総括質疑の終了後、小休憩とし、再開後は、全委員が出席した状態で採決を行う。

##### ⑥ 採決日（10月8日）

全議員が出席した状態で本会議を開き、委員長報告、討論、採決、人事案件

に対する議事等を行う。

会議時間が1時間を大きく超える場合は、換気のため小休憩をとる。

## 2 議事説明員の出席等

市長、副市長、総務企画局長、財政局長は、全ての本会議に出席する。それ以外の議事説明員は、付議事件に係る議事説明員のみ出席する。

なお、通告があった場合のみ出席する議事説明員は、当該議員の質問に入る前までに入場し、当該議員の質問終了後に退場する。

この場合、議場では、議事説明員が1席ずつ間隔を空け着席するが、議場内の座席数に限りがあるため、通告があった場合のみ出席する議事説明員については固定した着席場所とはせず、発言議員ごとに変動する扱いとする。なお、氏名標については、議事説明員が自身の役職が表示された氏名標のカバーを持参する。

決算審査特別委員会全体会については、市長、副市長、総務企画局長、財政局長、代表監査委員、監査事務局長は、全ての委員会に出席する。

代表監査委員を除く監査委員については、総括質疑に1名ずつ交代により出席するとともに、総括質疑の発言通告があった監査委員は、当該質問時に出席する。総括質疑以外の議事（正副委員長の互選、決算等議案の説明、分科会報告、採決等）については、監査委員全員が出席する。

それ以外の説明員は、総括質疑の発言通告があった説明員が、当該質問時に出席するなど本会議における取組と同様に対応する。

### ① 提案説明日（9月2日）

提案説明：議案等の説明を行う議事説明員が出席する。

代表質疑：代表質疑の発言通告があった議事説明員が当該質問時に出席する。

### ② 分割議案採決日（9月6日）

議案を所管する局長等のみの出席とする。

### ③ 代表質問日（9月13日・14日）

代表質問及び代表質疑の発言通告があった議事説明員が当該質問時に出席する。

### ④ 決算審査特別委員会全体会（9月15日）

市長、副市長、総務企画局長、財政局長、監査委員、監査事務局長が出席する。

### ⑤ 決算審査特別委員会全体会（10月4日）

決算議案の審査において答弁のある説明員が、当該質問時に出席する。なお、代表監査委員を除く監査委員については、総括質疑に1名ずつ交代により出席するとともに、総括質疑の発言通告があった監査委員は、当該質問時に出席する。総括質疑以外の議事（分科会報告、採決等）については、監査委員全員が出席する。

※ 市長、副市長、総務企画局長、財政局長、代表監査委員、監査事務局長は、全ての全体会に出席する。

### ⑥ 採決日（10月8日）

議案を所管する局長等のみの出席とする。

※ 市長、副市長、総務企画局長、財政局長は、全ての本会議に出席する。

### 3 決算審査特別委員会分科会における取扱い

これまでの常任委員会における対応と同様に、感染予防のため次の取扱いとする。

#### ① 間隔をあけた分科会の座席

1つの机に2人がけとするなど、出席者の間の距離を適切に確保する。

理事者の出席者が多数となるときは、従前と同様に理事者の一部交代を適宜行うことにより対応する。

#### ② 適切な換気の実施

分科会開催中に、適宜、小休憩を取り定期的に換気を行う。

### 4 その他の取扱い

#### ① 代表質問、代表質疑の発言場所

感染予防の観点及び座席に変更が生じた状況でのマイク選択並びにカメラ操作を円滑に行う観点から、質問、答弁のいずれも登壇で実施する。再質問以降についても登壇とする。ただし、質問、質疑の終了を宣言するのみの発言については、自席で行うことを可とする。

#### ② 決算審査特別委員会の正副委員長の就任挨拶、決算等議案の説明の発言場所

通常どおり、登壇により実施する。

#### ③ 決算審査特別委員会の総括質疑（各会派）の発言場所

通常の自席でなく、代表質問での取扱いと同様に質問、答弁のいずれも登壇で実施する。再質問以降についても登壇とする。ただし、質問の終了を宣言するのみの発言については、自席で行うことを可とする。

#### ④ 決算審査特別委員会の総括質疑（無所属議員）の発言場所

質疑、答弁の回数が比較的多くなるため、質疑が円滑に行えるよう、一般質問での取扱いと同様に、委員は登壇ではなく自席で発言する。

なお、議場では、各委員が1席ずつ間隔を空けて着席した状態で総括質疑を行うため、委員の発言場所は、通常空席となっている座席の活用も含め、自席ではない座席で発言することがあり、その対応は委員相互で調整する。

また、説明員は着席している席で発言する。

#### ⑤ 議場音声操作及びインターネット中継への対応

自席での質問において、答弁者の座席が固定できない中で、テロップ表示のタイムラグを発生させないように運用するため、市長及び副市長を除いて、答弁者のテロップを一律に「答弁者」と表記する。

#### ⑥ 出席議員数の確認

本会議の開会又は再開時の出席議員数の確認については、全議員が出席する際に表示し議会局長が報告するが、議員の出席者を絞る際はこれを行わない。

#### ⑦ 速記者の着席位置

速記者については、演壇との距離を取るため、速記席ではなく指定された理事者席の空席に着席する。

## 令和3年第3回川崎市議会定例会会期日程

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
9/2	木	本会議 (第1日)	委員会	開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、提案説明、分割議案に対する議事（代表質疑、委員会付託）、人事案件に対する議事、散会 (分割議案に対する討論発言通告締切日 午後3時)
3	金		議会運営委員会 委員会	追加議案、6日の本会議の運営について
4	土			
5	日			
6	月	本会議 (第2日)		再開、分割議案に対する委員長報告、討論、採決、散会 (審査中の請願・陳情にかかわる質問の通告締切日 午後3時) (第1回請願・陳情締切日 午後5時)
7	火		(議会運営委員会)	(代表質問発言通告締切日 午後1時)
8	水			
9	木			
10	金			
11	土			
12	日			
13	月	本会議 (第3日)		再開、代表質問（自民党、みらい）、延会
14	火	本会議 (第4日)	正副委員長会議	再開、代表質問（共産党、公明党）、委員会付託、決算審査特別委員会設置、決算等議案付託、請願・陳情の付託、追加議案に対する議事、散会
15	水		決算審査特別委員会	正副委員長互選、決算等議案説明、分科会設置
16	木		(議案研究)	(決算審査特別委員会 分科会発言通告締切日 午後1時)
17	金		(議案研究)	
18	土			
19	日			
20	月	敬老の日		
21	火		決算審査特別委員会	分科会局別審査（総務分科会、健康福祉分科会、まちづくり分科会）
22	水		決算審査特別委員会	分科会局別審査（文教分科会、環境分科会）
23	木	秋分の日		
24	金		決算審査特別委員会	分科会局別審査（総務分科会、健康福祉分科会、まちづくり分科会）
25	土			
26	日			
27	月		決算審査特別委員会	分科会局別審査（文教分科会、環境分科会）
28	火		(議案研究)	(決算審査特別委員会 総括質疑発言通告締切日 午後1時)
29	水		(議案研究)	
30	木		(議案研究)	
10/1	金		(議案研究)	
2	土			
3	日			
4	月		決算審査特別委員会	分科会報告、総括質疑、採決
5	火		委員会	
6	水		委員会	(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
7	木		議会運営委員会	追加議案（人事案件）、8日の本会議の運営について
8	金	本会議 (第5日)	正副委員長会議	再開、委員長報告、討論、採決、人事案件に対する議事、請願・陳情、その他、閉会

\* 発言の会派順位 自民党、みらい、共産党、公明党

令和3年第3回川崎市議会定例会  
議事日程第1号

令和3年9月2日(木)  
午前10時 開 会

第 1

会議録署名議員の指名

第 2

会期の決定

第 3

- 議案第116号 川崎市個人情報保護条例及び川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第117号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第118号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第119号 川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第120号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第121号 川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第122号 川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第123号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第124号 五反田川放水路施設整備工事請負契約の変更について  
議案第125号 市道路線の認定及び廃止について  
議案第126号 令和3年度川崎市一般会計補正予算  
議案第127号 令和3年度川崎市一般会計補正予算  
議案第128号 令和3年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算  
議案第129号 令和3年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算  
議案第130号 令和3年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
議案第131号 令和3年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算  
議案第132号 令和3年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算  
議案第133号 令和3年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算  
議案第134号 令和3年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算  
諮問第 1号 生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求について  
諮問第 2号 生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求について  
報告第 18号 健全化判断比率の報告について  
報告第 19号 資金不足比率の報告について  
報告第 20号 かわさき市民放送株式会社ほか21法人の経営状況について  
報告第 21号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第 4

- 議案第135号 令和2年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第136号 令和2年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第137号 令和2年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第138号 令和2年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第139号 令和2年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第140号 令和2年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第141号 令和2年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第142号 令和2年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第143号 令和2年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第144号 令和2年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第145号 令和2年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第146号	令和2年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第147号	令和2年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第148号	令和2年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第149号	令和2年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第150号	令和2年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第151号	令和2年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第152号	令和2年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第153号	令和2年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

## 第 5

議案第154号	川崎市監査委員の選任について
---------	----------------

## 9月2日 本会議（第1日）の諸報告一覧

- 1 例月出納検査の結果報告
- 2 令和2年度の内部統制の整備及び運用状況の評価に関する報告
- 3 川崎市子どもを虐待から守る条例第21条に基づく令和2年度の年次報告
- 4 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告
- 5 新任の議事説明員の紹介
- 6 議事説明員への出席要求

令和3年第3回川崎市議会定例会議案付託表（その1）

令和3年9月2日

付託委員会	案 件
総務委員会 (1)	議案第126号 令和3年度川崎市一般会計補正予算
健康福祉委員会 (2)	諮問第 1号 生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求について 諮問第 2号 生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求について

議場内理事者席(本会議) R3. 9. 6

オペレーター			

--	--	--	--	--

市長		伊藤副市長		加藤副市長
----	--	-------	--	-------

--	--	--	--	--	--

	藤倉副市長		総務企画局長		財政局長
--	-------	--	--------	--	------

総務企画局	健康福祉局
財政局	子ども未来局
経済労働局	

演壇

--	--	--	--	--

経済労働局長		健康福祉局長		子ども未来局長	
--------	--	--------	--	---------	--

議長

速記者		速記者		議会議事録
-----	--	-----	--	-------

--	--	--	--	--

決算審査特別委員会審査日程（案）

開催日時		全体会・分科会	内 容
9月15日（水）午前10時		全体会（第1日）	正副委員長互選、決算等議案説明、分科会設置
9月16日（木）		（議案研究）	（分科会発言通告締切日 午後1時）
9月17日（金）		（議案研究）	
9月21日（火）	午前10時	健康福祉分科会	局別審査 （健康福祉局）
		まちづくり分科会	局別審査 （まちづくり局）
	午後1時	総務分科会	局別審査 （総務企画局、経済労働局）
9月22日（水）	午前10時	文教分科会	局別審査 （市民文化局、こども未来局）
		環境分科会	局別審査 （環境局、港湾局）
9月24日（金）	午前10時	総務分科会	局別審査 （財政局、臨海部国際戦略本部、その他の局）
		まちづくり分科会	局別審査 （建設緑政局）
	午後1時	健康福祉分科会	局別審査 （消防局、病院局）
9月27日（月）	午前10時	文教分科会	局別審査 （教育委員会）
		環境分科会	局別審査 （上下水道局、交通局）
9月28日（火）		（議案研究）	（総括質疑発言通告締切日 午後1時）
9月29日（水）		（議案研究）	
9月30日（木）		（議案研究）	
10月1日（金）		（議案研究）	
10月4日（月）午前10時		全体会（第2日）	分科会報告、総括質疑、採決

【開催場所】

- ・全体会 議場
- ・総務分科会、文教分科会 602・603会議室
- ・健康福祉分科会 602・603会議室（9月21日）及び605会議室（9月24日）
- ・まちづくり分科会、環境分科会 605会議室

## 決算審査特別委員会分科会の局別審査の順番・開催場所

○ 総務分科会

9/21 (1日目) 13時～15時 (総務企画局)、15時～17時 (経済労働局)

9/24 (3日目) 10時～12時 (財 政 局)、13時～15時 (臨海部国際戦略本部その他)

○ 文教分科会

9/22 (2日目) 10時～12時 (市民文化局)、13時～15時 (こども未来局)

9/27 (4日目) 10時～12時 (教育委員会)

○ 健康福祉分科会

9/21 (1日目) 10時～12時 (健康福祉局)

9/24 (3日目) 13時～15時 (消 防 局)、15時～17時 (病 院 局)

○ まちづくり分科会

9/21 (1日目) 10時～12時 (まちづくり局)

9/24 (3日目) 10時～12時 (建設緑政局)

○ 環境分科会

9/22 (2日目) 10時～12時 (環 境 局)、13時～15時 (港 湾 局)

9/27 (4日目) 10時～12時 (上下水道局)、13時～15時 (交 通 局)

開催日時		会議室		
		602・603会議室	605会議室	
1 日 目	9/21 (火)	10時～12時	健康福祉分科会 (健康福祉局)	まちづくり分科会 (まちづくり局)
		13時～15時	総務分科会 (総務企画局)	—
		15時～17時	総務分科会 (経済労働局)	—
2 日 目	9/22 (水)	10時～12時	文教分科会 (市民文化局)	環境分科会 (環境局)
		13時～15時	文教分科会 (こども未来局)	環境分科会 (港湾局)
3 日 目	9/24 (金)	10時～12時	総務分科会 (財 政 局)	まちづくり分科会 (建設緑政局)
		13時～15時	総務分科会 (臨海部国際戦略本部その他)	健康福祉分科会 (消 防 局)
		15時～17時	—	健康福祉分科会 (病 院 局)
4 日 目	9/27 (月)	10時～12時	文教分科会 (教育委員会)	環境分科会 (上下水道局)
		13時～15時	—	環境分科会 (交 通 局)

# 議場内大型映像装置（ディスプレイ）に表示する資料の インターネット中継への表示の実施要領（案）

## 1 目的

インターネット議会中継を視聴する市民及び新型コロナウイルス感染症対策のため控室にて議会中継を視聴する市議会議員において、議場内大型映像装置（以下、「ディスプレイ」と表記）を使用しながら行われる質疑の理解促進を図るため、ディスプレイに表示する資料をインターネット中継に表示する。

## 2 取組の内容

現状では、質問者からディスプレイ表示の切り替えの指示があった場合に、ディスプレイの表示のみが発言者から資料へ切り替わり、インターネット中継では資料は表示されず、発言者の映像のままとなっているが、今回の取組により、インターネット中継の表示もディスプレイに合わせて発言者から資料へ切り替える。資料から発言者への切り替えに際しても、同様とする。

## 3 議会運営の手引きの改正の必要性

議会運営の手引き 194番（5）の改正が必要となる。

## 4 注意点

- （1）資料をインターネット中継に表示することで、資料の内容が今まで以上に広く発信されるため、使用する資料の著作権及び個人情報への配慮については、議会運営の手引き及び「議場内ディスプレイ使用に関する資料作成ガイドライン」の順守をより一層図ること。
- （2）資料表示を終了する指示がない場合、当該質問項目の終了まで資料が表示され続けるため、質問者は、必要に応じて表示を戻す指示を行うこと。

### 【参 考】

#### 議会運営の手引き 194

- （2）ディスプレイを使用して質疑、質問を行う場合の取扱いは、次のとおりとする。

イ 使用できる資料の内容は、図、表、写真等で議員又は委員が権原を有するものに限る。ただし、資料の使用に当たっての著作権法に規定されている必要な手続き及び個人情報への配慮については、議員又は委員において対応するものとする。なお、動画及び特定の者の利益を助長し、又は侵害するものは使用できない。

- （5）ディスプレイに表示する資料については、議場内のみでの表示とし、インターネット中継の映像としては表示しない。

#### 議場内ディスプレイ使用に関する資料作成ガイドライン

##### 3 作成基準

- （6）個人情報の取扱い

個人情報については、個人の識別が可能でない形で資料を作成することとし、個人のプライバシーに十分配慮するよう議員又は委員自らが適切に対応するものとする。

- （7）著作権への対応

他人の著作物を資料の一部として使用する場合は、著作権法で定める著作権者の了承など、必要に応じて議員又は委員自らが適切に対応するものとする。